

## 〈4-1 那須岳火山防災協議会設置運営要綱〉

### 那須岳火山防災協議会設置運営要綱

#### (目的)

第1条 活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号。以下「活火山法」という。）第4条第1項の規定に基づき、那須岳における火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うため、栃木県及び福島県並びに那須塩原市、那須町、下郷町及び西郷村が共同で那須岳火山防災協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

#### (協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、那須岳火山防災対策に関する次の事項について協議を行う。

- (1) 那須岳に係る噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、具体的な避難計画等の一連の警戒避難体制の整備に関する事項
- (2) 栃木県及び福島県の都道府県防災会議が活火山法第5条第2項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- (3) 栃木県那須塩原市及び那須町並びに福島県下郷町及び西郷村の市町村防災会議が活火山法第6条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

#### (協議会の組織)

第3条 協議会の委員は、活火山法第4条第1項の規定に基づき、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会に会長1名を置き、那須町長をもって充てる。
- 3 協議会に副会長1名を置き、那須塩原市長をもって充てる。
- 4 会長は、協議会に関する事務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 6 協議会に監事2名を置き、那須町観光協会会長及び黒磯観光協会会長をもって充てる。

#### (協議会の開催)

第4条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 会長は、必要があると認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。
- 4 会長は、緊急の必要により協議会を開催できないとき又は軽微な協議事項に関する協議を行うときは、協議会を開催せず、書面によって協議を行うことができる。

#### (協議結果の尊重義務)

第5条 協議会において協議が整った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

#### (協議会運営費)

第6条 協議会の運営に関する経費は、関係する県及び市町村の負担金をもって充てる。

- 2 前項の負担金を負担する県及び市町村並びに負担金の額は、協議会で定める。
- 3 協議会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

#### (コアグループ会議)

第7条 協議会の下に、第2条に掲げる協議事項に係る技術的検討を行うため、機関実務者及び火山専門家によるコアグループ会議を置く。

- 2 コアグループ会議の委員は、別表2に掲げる機関で構成する。ただし、必要に応じて構成機関以外の機関を出席させることができる。
- 3 コアグループ会議は、所掌事項に関する協議が必要とされる場合に、必要に応じて開催するものとする。
- 4 コアグループ会議に幹事長1名、副幹事長2名を置く。
- 5 コアグループ会議の幹事長は、那須町総務課長をもって充てる。
- 6 副幹事長は、コアグループ会議の委員の中から幹事長が指名する。
- 7 コアグループ会議は、幹事長が招集し、会務を総理する。

(専門部会)

第8条 会長は、協議会の下に特別な事項について専門的に研究するため、専門部会を置くことができる。

(事務局)

第9条 協議会、コアグループ会議及び専門部会の庶務を処理するため、事務局を栃木県危機管理課及び那須町総務課に置く。

- 2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会、コアグループ会議及び専門部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月29日から施行する。

別表1 (第3条関係) 那須岳火山防災協議会委員

区分	構成員	
第1号委員	1	栃木県知事
	2	福島県知事
	3	那須塩原市長
	4	那須町長
	5	下郷町長
	6	西郷村長
第2号委員	7	気象庁火山課火山対策官
	8	宇都宮地方気象台長
	9	福島地方気象台長
第3号委員	10	関東地方整備局長
第4号委員	11	陸上自衛隊第12特科隊長
	12	陸上自衛隊第6特科連隊長
第5号委員	13	栃木県警察本部長
	14	福島県警察本部長
第6号委員	15	那須地区消防本部消防長
	16	白河地方広域市町村圏消防本部消防長
	17	南会津地方広域市町村圏組合消防本部消防長
第7号委員	18	宇都宮大学名誉教授 中村洋一
	19	宇都宮大学教授 執印康裕
	20	(国研)防災科学技術研究所 総括主任研究員 棚田俊收
第8号委員	21	関東森林管理局塩那森林管理署長
	22	宮内庁那須御用邸管理事務所長
	23	那須御用邸皇宮護衛官派出所長
	24	関東地方環境事務所日光国立公園管理事務所長
	25	国土地理院関東地方測量部長
	26	白河市生活環境課長
	27	東日本電信電話(株)栃木支店長
	28	東京電力パワーグリッド(株)栃木北支社長
	29	電源開発(株)東日本支店沼原事務所長
	30	ネクスコ東日本那須管理事務所長
	31	東日本旅客鉄道(株)黒磯駅長
	32	那須ロープウェイ管理事務所長
	33	日本赤十字社栃木県支部事務局長
	34	那須赤十字病院救急部長
	35	那須町観光協会会長
	36	黒磯観光協会会長
	37	那須郡市医師会長
	38	那須山岳救助隊長

別表2（第7条関係） コアグループ会議

区分	機関等名
市町村	1 那須町総務課
	2 那須塩原市総務課
	3 下郷町町民課
	4 西郷村総務課
県	5 栃木県県民生活部危機管理課
	6 栃木県県土整備部砂防水資源課
	7 栃木県大田原土木事務所
	8 福島県危機管理部災害対策課
国	9 気象庁火山課火山監視・警報センター
	10 東京管区气象台
	11 宇都宮地方气象台
	12 関東地方整備局企画部防災課
	13 関東地方整備局日光砂防事務所
	14 関東地方整備局宇都宮国道事務所
	15 福島地方气象台
火山専門家	16 学識経験者

那須岳火山防災協議会専門部会の設置について

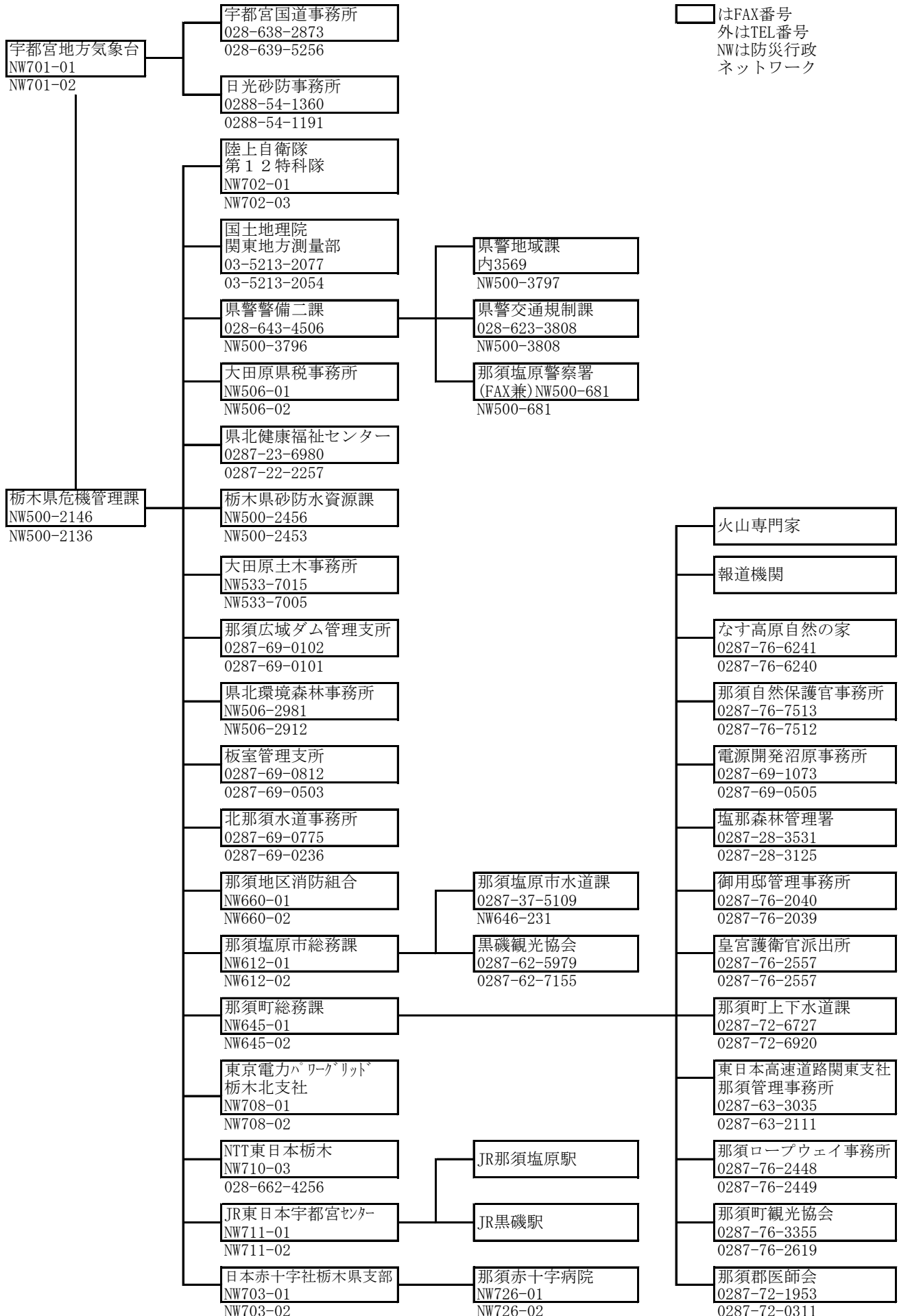
那須岳火山防災協議会設置運営要綱第8条の規定に基づき、登山者等の火山防災対策について研究する専門部会を設置し、構成員を次のとおりとする。

区分	機関等名
市町	那須町総務課
	那須塩原市総務課
	白河市生活環境課
	下郷町町民課
	西郷村総務課
県	栃木県県民生活部危機管理課
	栃木県県土整備部砂防水資源課
	栃木県大田原土木事務所
	栃木県県北環境森林事務所
	福島県危機管理部災害対策課
国	気象庁火山課火山監視・警報センター
	宇都宮地方气象台
	関東地方整備局日光砂防事務所
	関東森林管理局塩那森林管理署
	関東地方環境事務所日光国立公園管理事務所
	福島地方气象台
火山専門家	学識経験者

〈 4 - 2 那須岳火山防災情報伝達系統図〉

那須岳火山防災情報伝達系統図 (栃木県関係機関)

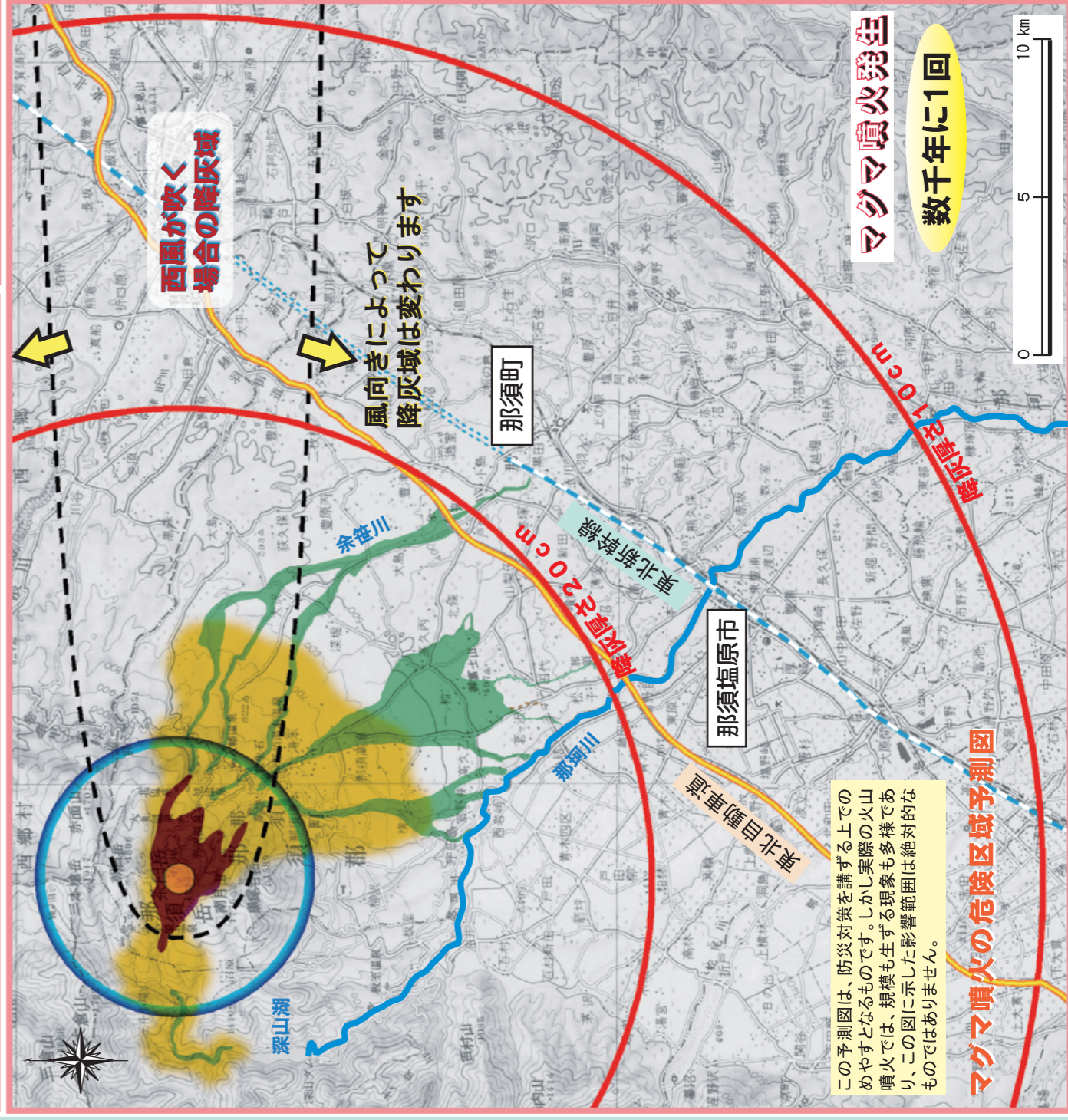
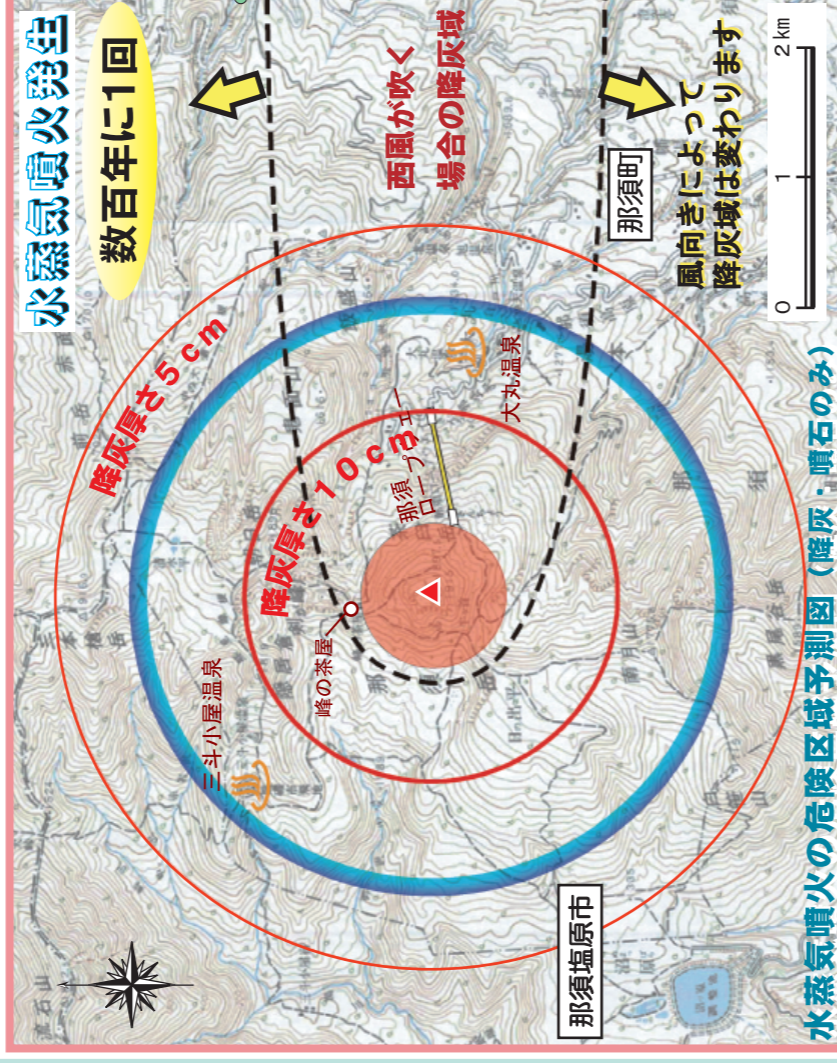
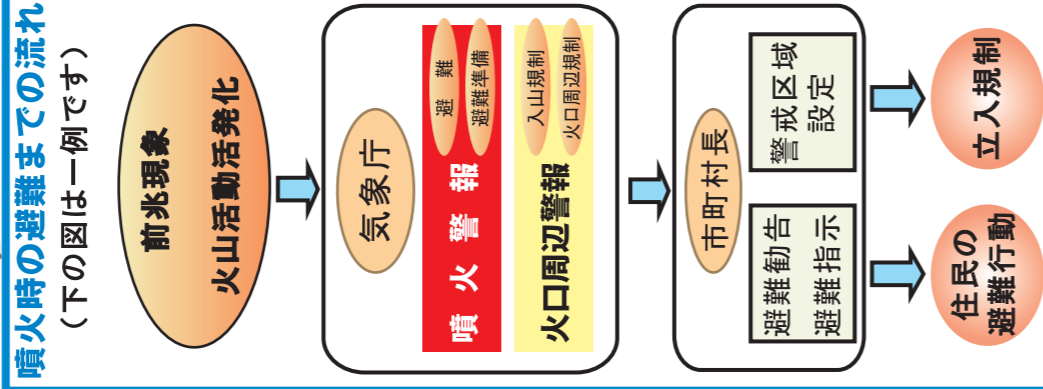
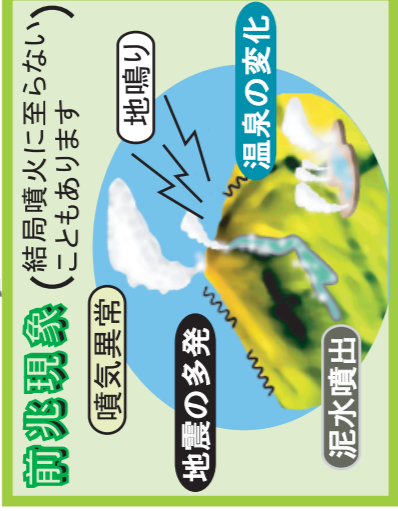
□ はFAX番号  
 外はTEL番号  
 NWは防災行政  
 ネットワーク



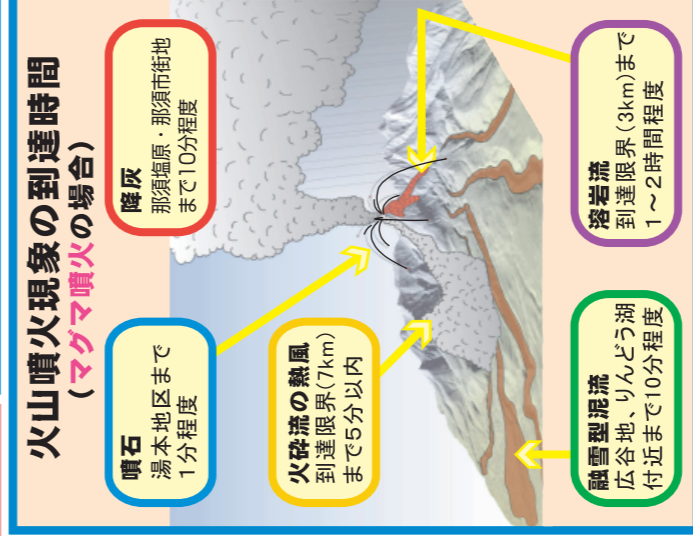
# 那須岳 火山防災マップ (改訂版)



現在は静穏な那須岳も、いつかは噴火すると考えられている活火山です。  
 火山噴火は大きな災害を起こすような自然現象ですが、噴火の前兆現象をとらえることも可能です。  
 必要な情報入手し、落ち着いた行動をとれば、災害を軽減することができます。



この予測図は、防災対策を講ずる上でのめやすとなるものです。しかし実際の火山噴火では、規模も生ずる現象も多様であり、この図に示した影響範囲は絶対的なものではありません。



### 情報の提供・お問い合わせなど

栃木北東地区消防指令センター (那須地区消防本部庁舎内)	
(0287) 28-5111	
那須塩原市役所 (代表)	那須町役場 (代表)
(0287) 62-7111	(0287) 72-6901
宇都宮地方気象台	
(028) 633-2767	

平成22年3月改訂版発行 (平成14年3月初版発行) 発行：那須岳火山防災協議会 (那須町・那須塩原市・栃木県) 印刷：砂川印刷所  
 このマップの基図は、国土地理院院長の承認を得て、同院発行の20万分の1地形図を複製したものです (承認番号 平13総発、第338号)。また、鳥瞰図については、国土地理院院長の承認を得て同院発行の数値地図50mメッシュ (標高) を使用し (承認番号 平13総発、第436号)、ソフトウェア「KASHMIR 3D」で作成いたしました。

## 〈4-4 那須岳の噴火活動が活発化した場合の避難計画〉

### 那須岳の噴火活動が活発化した場合の避難計画

平成28年8月 那須岳火山防災協議会

#### 【総論】

那須岳噴火災害に備え、住民及び観光客・登山者等（以下「住民等」という。）の安全を確保するため、那須岳火山防災協議会が取り組む避難対策について定める。なお、行政や関係機関が取り組む個別の対策等については、各地域防災計画や災害対応マニュアル等により対応するものとする。

また、この避難計画は、今後の国の取組みや防災訓練による検証等を踏まえ、随時、修正するものとする。

#### 【各論】

##### 第1 避難計画の対策内容及び実施主体

避難計画の対策内容と実施主体を定め、相互に協力して住民等の避難及び救助等の災害対策を実施する。

##### 第2 噴火警戒レベルに応じた防災体制・応急対応

噴火警戒レベルに応じた防災体制及び主な応急対応を定め、関係機関が相互に連携しながら災害対策を実施する。

##### 第3 噴火警戒レベルに応じた入山規制及び交通規制

噴火警戒レベルに応じた入山規制及び交通規制について定め、登山者や施設利用者等の安全確保を図る。

##### 第4 噴火時における避難対策

噴火警戒レベル等に応じた避難の開始時期や対象地域、避難場所、移送方法等について定め、迅速かつ円滑な住民避難対策を実施する。

##### 第5 教育機関等の対策

噴火警戒レベル等に応じた保育園、小・中学校等における授業等の取扱いについて定め、園児、児童・生徒等の迅速かつ円滑な避難対策を実施する。

##### 第6 突発的な水蒸気爆発等への対応

突発的に水蒸気爆発等が発生した場合の対応について定め、住民等の迅速な避難誘導、救出・救助活動等を実施する。

##### 第7 那須岳火山噴火に関する情報連絡体制

防災関係機関の連絡体制を定め、迅速な情報連絡体制を構築するとともに、住民等への適切な情報発信を実施する。

##### 第8 風評被害対策

噴火による風評被害を最小限にするため、想定される噴火に対する周知方法を確立し、住民等への適切な情報発信を行う。

##### 第9 その他

## 第1 避難計画の対策内容及び実施主体

No.	対策内容	主な実施主体
1	○火山活動等の監視、観測及び噴火警報・予報の発表、伝達 ○気象支援資料の提供	気象庁火山監視・警報センター、宇都宮地方気象台
2	○火山活動その他異常現象等の基礎情報の収集、通報	関係市町村（那須町、那須塩原市、白河市、下郷町、西郷村）、関係警察署（那須塩原警察署、白河警察署、南会津警察署）、宇都宮地方気象台
3	○入山規制（登山道及び道路の規制）の実施	関係市町村、各登山道管理者、関係警察署
4	○避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令 ○警戒区域の設定	関係市町村
5	○陸上自衛隊への災害派遣（救助）要請 ○緊急消防援助隊の要請	栃木県、福島県
6	○避難誘導（交通整理を含む）	関係市町村、関係警察署、ホテル等の集客施設
7	○避難者輸送機関の手配	関係市町村
8	○避難所（福祉避難所を含む）の設置、運営	関係市町村
9	○各種医療対策、精神的ケア等	関係市町村
10	○ボランティア団体等への対応	関係市町村 関係市町村の社会福祉協議会
11	○報道機関対応	仮称「那須岳噴火災害対策本部」
12	○ペット・家畜対策	関係市町村
13	○各種情報の収集・伝達 ○各対策の総合調整	栃木県、福島県、那須町、那須岳火山防災協議会

※各項目の具体的な対策については、各縣市町村の地域防災計画で定める。

## 第2 噴火警戒レベルに応じた防災体制・応急対応

警報	レベル	対象	体制	レベルの説明	応急対応
噴火予報	1 活火山であることに留意	火口内等	—	火山活動は平穏。状況により、山頂火口内及び一部火口外に影響する程度の噴出の可能性あり。	○状況に応じて火口内への立入規制を行う。
火口周辺警報	2 火口周辺規制	火口周辺	第1 注意体制	山頂付近から小規模噴火が発生し、半径 1.5 km程度まで大きな噴石が飛散することが予想される。	○関係機関との情報連絡等を緊密に行う。 ○住民は通常の生活（一部を除く） ○火口周辺への立入規制 ○那須ロープウェイの運行中止 ○登山者（入山者）等の避難誘導
	3 入山規制	火口から居住地域近くまで	第2 注意体制	山頂付近から中規模噴火が発生し、半径 2.5km程度まで大きな噴石が飛散することが予想される。	○協議会を中心に情報連絡体制を強化する。 ○住民は通常の生活（一部を除く） ○避難行動要支援者の避難準備



					(必要に応じて) ○登山禁止・入山規制 ○規制範囲内の宿泊者等の避難
噴火 警報	4 避難 準備	居住地 及びそれ より火口 側	警戒体制	小～中規模噴火が頻発し、火砕流・融雪型泥流（冬季）が居住地まで到達するような噴火、又は大きな噴石が4km程度の範囲まで飛散するような噴火が予想される（可能性が高まってきている）。	○協議会会長を会長とする「那須岳噴火災害警戒合同会議（仮称）」を設置する。 ○各縣市町村は各市町村地域防災計画に基づき対応する。 ○警戒が必要な居住地域での避難準備情報の発令 ○避難行動要支援者の避難開始 ○対象地域内における観光施設等の営業中止
	5 避難		非常体制	上記の噴火が発生又は切迫している状況にある。	○協議会会長を会長とする「那須岳噴火災害対策合同会議（仮称）」を設置する。 ○各縣市町村は各市町村地域防災計画に基づき対応する。 ○警戒が必要な居住地域への避難勧告（又は避難指示）の発令 ○対象地域内における観光客等の避難誘導

※1 災害対策（警戒）合同会議は、那須町役場会議室に設置する（代替施設は那須塩原市役所庁舎とする）。

※2 合同会議の構成員はコアグループ会議を中心とし、必要な構成員を協議会会長が招集する。

### 第3 噴火警戒レベルに応じた入山規制及び交通規制

#### 1 入山規制等の対策

(1) 関係市町村長は、気象庁が発表した噴火警戒レベルと連動し、入山規制等の防災対応を執る場合には、関係機関と協議のうえ、各レベルにおいてあらかじめ確認されている危険予想区域内の住民等に対し、警察、消防機関等の協力を得て、入山規制を実施する。

また、入山規制を行った場合には、危険予想区域内に住居等が立ち入らない等の誘導を実施すると共に、危険予想区域内に住居等が取り残されていないか等の安全を確認する。

(2) 関係市町村、警察、消防機関及びホテル等の集客施設の管理者は、あらかじめ入山規制や規制に伴う誘導等の責任者を定めておき、入山規制や規制に伴う住民等の避難誘導を円滑に実施できるようにする。

(3) 那須岳の入山規制及び交通規制については、入山規制地点別に、栃木県、福島県、那須岳周辺関係市町村及び関係防災機関により実施する。

(4) 危険予想区域内の取り残された住民等の確認については、関係市町村長が、警察（入山届）、那須ロープウェイ、各駐車場管理者及び消防関係等の協力を得て確認し、那須岳火山防災協議会又は合同災害対策会議が総括する。

(5) 住民等が入山規制等の影響で予定していた下山口を利用できなくなった場合は、自力又は公共交通機関を利用して予定していた下山口へ移動する。ただし、当該移動が著しく困難な場合は、下山した場所となった関係市町村が予定していた下山口へ送迎する。ただし、予定していた下山口が入山規制地内であった場合は、当該入山規制を実施した市町村長の指示に従う。

(6) 住民等を速やかに下山させるため、入山口等において啓発に努めるとともに、緊急速報メール、登

録制メール、防災行政無線の拡声放送等により下山方向を示し、速やかな下山を促す。

(7) 噴火警戒レベルに応じた規制地点は、概ね次のとおりとする。ただし、当該規制地点の閉鎖が困難なときは、当該登山道の入山口を規制する。

① 噴火警戒レベル1＝入山第1次規制（山頂から半径500メートル程度内）

番号	市町村	規制地点
1	那須町	規制なし 火山活動状況により一部規制を検討（牛ヶ首、峰の茶屋、ロープウェイ山頂駅）

② 噴火警戒レベル2＝入山第2次規制（山頂から半径1.5キロメートル程度内）

番号	市町村	規制地点
2	那須町	ロープウェイ山麓駅、熊見曾根、沼原分岐、姥ヶ平西側分岐、日の出平登山口分岐、南月山、スキー場分岐上

※入山第2次規制＝第1次規制箇所＋第2次規制箇所

③ 噴火警戒レベル3＝入山第3次規制（山頂から半径2.5キロメートル程度内）

番号	市町村	規制地点
3	那須町	黒尾谷岳登山口、高雄温泉登山口、北温泉入口、Mt ジーンズスキー場、三本槍岳、大峠、展望台付近
4	那須塩原市	深山ダム分岐、沼原湿原

※入山第3次規制＝第1次規制箇所＋第2次規制箇所＋第3次規制箇所

④ 噴火警戒レベル4又は5＝入山第4次規制（山頂から半径4キロメートル程度～）

番号	市町村	規制地点
5	那須塩原市	深山ダム分岐手前
6	下郷町	須立山－大峠分岐
7	西郷村	須立山分岐、白河高原（旧赤面山）スキー場跡

※入山第3次規制＝第1次規制箇所＋第2次規制箇所＋第3次規制箇所＋第4次規制箇所

## 2 交通規制等の対策

噴火（爆発）による被害及び混乱を防止するため、気象庁が発表した噴火警戒レベルと連動した交通規制等の防災対応を執る場合は、あらかじめ確認されている危険予想区域について関係市町村長、関係警察署及び道路管理者はそれぞれ協議のうえ、那須岳に通ずる次の道路において適切な交通規制を実施する。この場合において、栃木県及び福島県は連携を密にし、適切かつ合理的に規制を実施する。

① 噴火警戒レベル2＝交通第1次規制（山頂から半径1.5キロメートル程度内）

番号	市町村	規制地点
1	那須町	那須高原線（県道17号線） 那須ロープウェイ山麓駅付近

② 噴火警戒レベル3＝交通第2次規制（山頂から半径2.5キロメートル程度内）

番号	市町村	規制地点
2	那須町	那須高原線（県道17号線）（西側ルート）那須高原展望台 那須高原線（県道17号線）（東側ルート）北温泉入口

※交通第2次規制＝第1次規制箇所＋第2次規制箇所

③ 噴火警戒レベル4又は5＝交通第3次規制（山頂から半径4キロメートル程度～）

番号	市町村	規制地点
3	那須町	那須高原線（県道17号線） 湯本地内 那須甲子線（県道290号線） 八幡地内
4	那須塩原市	市道板室沼原線 沼原橋
5	下郷町	町道野際線野際新田地内

※交通第3次規制＝第1次規制箇所＋第2次規制箇所＋第3次規制箇所

### 3 火山性活動が確認された場合の対応（レベル2に上がる前）

- (1) 那須岳火山防災協議会を開催し対応を検討する。ただし、緊急を要する場合は、コアグループ会議及び専門部会に協議会長を加えた会議を開催し対応を検討する。
- (2) 協議会は、当該火山活動状況により規制範囲を検討する。

### 4 入山規制等の表示

- ① 入山規制等を表示するための掲出物は、原案を那須岳火山防災協議会が作成し、入山口にかかわらず統一した様式により周知する。
- ② 規制看板等の設置に当たり、必要な手続き等がある場合は、想定される設置場所ごとに可能な限り当該関係機関と事前に協議を済ませる。

那須岳 噴火警戒レベル1～3に応じた具体的な入山規制実施機関

噴火警戒レベル	規制ポイント			規制予告ポイント		
	No.	箇所名	規制実施機関	No.	箇所名	情報板の設置機関
1 想定火口内（半径0.5 km程度内）への立入規制	1	牛ヶ首	那須町、環境省、県北	15	黒尾谷岳登山口	那須町
				16	沼原湿原駐車場付近	那須塩原市
	2	峰の茶屋	那須町、環境省、県北	17	沼原湿原付近	那須塩原市
				9	(仮称)三斗小屋	那須塩原市、県北
				11	登山口園地駐車場	環境省、県北
				13	大丸第3 駐車場	那須町、県北
				22	Mt ジーンズスキー場付近	那須町、スキー場
				29	(仮称)白河高原スキー場駐車場	西郷村
31	(仮称)ヨロイ沢駐車場	下郷村				
3	山頂駅付近	東野交通	12	山麓駅付近	東野交通	
4	高雄口	環境省（14 で実施予定）	14	スキー場分岐上	那須町、環境省、県北	
2 山頂から 1.5 km程度内の立入規制	5	南月山	那須町、那須塩原市、レク森	15	黒尾谷岳登山口	那須町
				16	沼原湿原駐車場付近	那須塩原市
	6	日の出平登山分岐	那須塩原市、レク森	17	沼原湿原付近	那須塩原市
	7	姥ヶ平西側分岐	県北	-		
	8	沼原分岐	県北	9	(仮称)三斗小屋	那須塩原市
	10	熊見曾根	那須町、環境省	31	(仮称)ヨロイ沢駐車場	下郷町、環境省
				22	Mt ジーンズスキー場駐車場	那須町、スキー場
	12	山麓駅付近	東野交通、大田原土木	29	(仮称)白河高原スキー場駐車場	西郷村
13				大丸第3 駐車場	那須町、大田原土木	
14	スキー場分岐上	那須町、環境省、県北	23	駒止の滝駐車場	那須町、環境省、県北	
3 山頂から 2.5 km程度内の立入規制	15	黒尾谷岳登山口	那須町	-		
	16	沼原湿原駐車場付近	那須塩原市	-		
	17	沼原湿原付近	那須塩原市	-		
	18	深山ダム分岐付近	那須塩原市	-		
	19	大峠	下郷町、環境省	30	(仮称)黒磯・田島線分岐点	那須塩原市
	20	三本槍岳	下郷町、西郷村、環境省	31	(仮称)ヨロイ沢駐車場	下郷町
	21	前岳	西郷村	-		
	22	Mt ジーンズスキー場付近	那須町、スキー場	29	(仮称)白河高原スキー場駐車場	西郷村
	24	高雄温泉登山口	那須町	23	駒止の滝駐車場	那須町、環境省
	25	展望台付近	大田原土木	28	殺生石園地駐車場	那須町
				26	おだん	大田原土木
	32	北温泉入口	大田原土木	28	殺生石園地駐車場	那須町
				23	駒止の滝駐車場	那須町、環境省
27	(一)那須・甲子線分岐	大田原土木				

- ※1 関係機関は、噴火警戒レベルに応じて、注意喚起又は立入規制周知の看板等を設置する（那須岳火山防災協議会統一看板）。
- ※2 登山ポイント以外にも、登山者等が利用する施設に看板等を掲示するよう努める（観光協会、ビジターセンター、宿泊施設等）。
- ※3 看板等を設置（又は撤去）した機関は、速やかに協議会事務局（那須町総務課）に報告する。
- ※4 協議会事務局は、看板設置状況等について、適宜、栃木県（危機管理課）及び福島県（災害対策課）に報告する。
- ※5 協議会事務局は、規制図等を作成し、各県及び市町村は、関係機関と連携し、メール配信やHP等に規制状況を掲示するなど、住民や登山者等への周知に努める。
- ※6 関係機関は、規制の周知を行う時は、風評による被害を極力抑えるよう、正しい情報を適切に発信するよう努めるものとする。
- ※7 入山規制等は、那須岳火山防災協議会の協議を経て、関係県知事及び市町村長（各県市町村災害対策本部長）が、関係機関の協力を得て行う。

## 第4 噴火時における住民等避難

### 1 段階に応じた避難行動対応

#### (1) 避難準備情報による避難

各市町村長が「避難準備情報」を発令した際に、住民等が自主的に避難する場合の対応は次のとおりとする。

- ① 交通手段  
徒歩、自家用車、公共交通機関等による自力避難とする。
- ② 避難所開設  
各市町村は、避難者のために避難所（福祉避難所を含む。）を開設し避難者を収容する。
- ③ 避難所における救助措置  
食糧、寝具、生活必需品等の給付を行い、医療等については必要に応じて行う。
- ④ 携行品の制限  
必要最小限の食糧、長期化することを視野に入れた被服、日用品及び医薬品とする。
- ⑤ 避難行動要支援者の避難誘導は家族が行うことが原則であるが、地域における協力・支援体制に努め、那須町地域防災計画に基づき対応する。

#### (2) 避難勧告等による避難

「避難勧告」又は「避難指示」を発令した際に、住民等が避難する場合の対応は、次のとおりとする。

- ① 避難誘導  
各市町村の災害対策本部は、被害予想地域の自治会長、警察官、地元消防団員等の協力を得て、住民の安全な避難誘導を行う。
- ② 交通手段  
徒歩、自家用車、公共交通機関等による自力避難を原則とする。ただし、各市町村が避難者輸送を行う場合には、各市町村の車両、各市町村が要請した交通機関車両又は自衛隊車両を使用する。
- ③ 避難所開設  
避難所を開設し避難者を収容する。また、福祉避難所も併せて開設する。
- ④ 避難所における救助措置  
食糧、寝具、生活必需品等の給付を行い、医療等については必要に応じて行う。
- ⑤ 携行品の制限  
必要最小限の食糧、長期化することを視野に入れた被服、日用品及び医薬品とする。
- ⑥ 避難行動要支援者の避難誘導は家族が行うことが原則であるが、地域における協力・支援体制に努め、那須町地域防災計画に基づき対応する。

### 2 避難輸送について

#### (1) 輸送力の確保

- ① 民間所有車両（バス等）については、所有者及び輸送能力等を調査し、緊急時における輸送について協力依頼しておく。
- ② 隣接する市町村の保有する車両については、あらかじめ輸送について協力依頼しておく。
- ③ 自衛隊への派遣要請は、県を通じて、人員及び輸送車両等を要請する。

#### (2) 輸送方法

- ① 避難対象地区ごとの車両配置  
対象地区の避難対象人数を把握し、人数に応じた輸送車両をあらかじめ準備し対応する。
- ② 避難先等の指示  
輸送車両に対して「避難先」、「避難経路」等の輸送に関する事項を明確に指示し、迅速かつ安全な輸送を図る。

#### (3) 輸送協力

各市町村災害対策本部長は、避難者の安全輸送について道路管理者に要請する。

### 3 道路交通規制について

各市町村災害対策本部長は、噴火活動の状況に応じて道路管理者及び所轄の警察署に交通規制及び道路の通行禁止措置等を要請する。要請を受けた道路管理者及び所轄の警察署は、噴火警報等の発表に伴い、那須岳火山防災マップの被害想定範囲や災害対策本部等が新たに設定した避難対象範囲を基に関係機関と連携し、必要に応じて交通規制及び道路の通行禁止措置を講じる。

### 4 避難ができなくなった住民等の対策

噴火活動等により、避難経路が閉ざされ避難ができなくなった避難対象地区住民等の救出・救助のため、各市町村災害対策本部長は、県、県警及び自衛隊にヘリコプター等を要請するとともに、救出においては、自衛隊、県警、各市町村消防本部と連携する。

### 5 自衛隊災害派遣要請依頼

各市町村災害対策本部長は、地域に重大な影響を及ぼす噴火等が発生し、または発生のおそれがある場合において、応急措置を実施するため必要があると認めた場合は、県知事に対して自衛隊法第83条第1項の規定による要請をするよう求める。

#### (1) 要請基準

自衛隊への災害派遣要請は、以下のいずれかの状態を認めた場合を目安とする。

- ① 避難対象地域の住民等が、噴火活動等により避難経路が遮断され通行不能となり、孤立地域等が発生し避難が困難な場合
- ② 避難対象地域の住民等が、大量の火山灰や噴石（こぶし大）の継続的な落下により、通常の手段による避難が困難な場合
- ③ 避難対象地域の住民等が、噴火活動の影響により発生した落石、土砂崩れ等により避難が困難な場合
- ④ 避難者搬送のための輸送車両が不足する場合
- ⑤ 那須岳火山の噴火警戒レベル4以上となった場合

#### (2) 事前対応

- ① 避難対象地域近傍におけるヘリコプターの離着陸場所の確保
- ② 装甲車等特殊車両の運行については、事前に災害対策本部から各道路管理者へ通報し許可を得る
- ③ 自衛隊車両等の駐車場の確保

### 6 避難に際し住民等のとるべき行動

住民等は、避難に際してとるべき行動内容についてあらかじめ理解しておき、各市町村からの避難勧告等に従い、避難を円滑に行うことができるよう次のことに留意する。

- ① 避難手段、避難経路、避難場所、避難所を事前に把握するとともに那須岳火山防災マップ等により、火山災害について把握しておくこと。
- ② 日頃から住民間や家族間で避難方法や避難場所、避難時の安否確認の方法などを話し合う。
- ③ 避難の際の携行品はあらかじめ準備しておく。持病の治療薬等の医薬品は避難の長期化も考えて十分な量を携行すること。
- ④ 避難の前には、必ず暖房器具等の消火を確認し、ガスは元栓を閉め、電気はブレーカーを切るなどして出火を防止すること。被災により漏水等も考えられる場合は水道の元栓を閉める。
- ⑤ 避難する際の基本的服装は、帽子、マスク、ゴーグル、動きやすい靴等を着用すること。
- ⑥ 避難行動は、近隣への声かけ等地域住民が相互に協力して安全に避難できるようにすること。
- ⑦ 親戚、知人の家に避難する時は、自治会長等に避難先及び連絡先を報告すること。
- ⑧ 行動は、冷静沈着に行い、不確実な情報等に惑わされないように注意すること。

## 7 避難指示等の発令の基準

### (1) 避難準備情報発表の基準

「避難準備情報」は、噴火警戒レベルに応じて、居住地域に被害を及ぼす噴火が発生することが予想される（可能性が高まってきている）場合に、火山ハザードマップに基づく避難対象区域（平常時から火山防災協議会において検討し地域防災計画に定めておく。）を発表する。また、各市町村長が住民等の安全確保のため必要と判断した場合にも発表する。

### (2) 避難指示・勧告発令の基準

避難指示・勧告は、噴火警戒レベルに応じて、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にあり、人の生命又は身体を災害から保護する必要がある場合、火山ハザードマップに基づく避難対象区域に発令する。また、各市町村長が住民等の安全確保のため必要と判断した場合にも発令する。

### (3) 警戒区域の設定と解除について

噴火が長期化して小康状態になった場合や噴火警戒レベルが下がった場合は、火山活動の発生状況に応じて避難勧告区域及び警戒区域の縮小を行うものとする。なお、警戒区域の設定や解除については、緊急時において柔軟に決定できるよう、平常時から火山防災協議会において検討しておく。

## 那須岳の噴火時における住民等避難（現状の指定を分類）

### □指定避難所等

地区名	指定		世帯数	人口	避難行動 要支援者	一時集合場所	移動・輸送手段	避難所	
	通年	積雪時						(水蒸気噴火)	(マグマ噴火)
湯本本町	○		37	77	0	避難所(水蒸気噴火)に準じて集合するものとする。ただし、居住地によって火口に近づくこととなる場合は、火口に近づかない最寄り の一時集合場所に集合するものとする。	移動・輸送手段 自家用車がある者は、当該自家用車又は相互乗り合わせのうえ移動する。その他については那須町等が手配するバス・タクシー等で移動・移送する。 ※中型バス 16 台 (湯本、高久乙、高久丙デマンド利用者数 660 人から算出。) ※避難ルートについては、状況に応じてその都度定める(原則として、県道 17 号線、21 号線又は 304 号線を国道 4 号線方面へ向かうものとする。)	高原公民館	スポーツセンター
大町	○		12	17	0				
見晴町	○		48	103	0				
旭町	○		48	89	1				
元湯町	○		16	35	0				
奥那須	○		24	37	0			那須小学校	スポーツセンター 文化センター ゆめプラザ・那須
川向町	○		16	22	0				
東町	○		96	195	0				
占勝園	○		86	184	1				
湯本仲町	○		14	39	0				
西町	○		110	204	0		旧室野井小学校	黒田原中学校	
那須高原	○		238	520	2				
上半俵		○	109	198	0				
下半俵		○	87	216	0				
蕪中		○	32	86	0				
室野井		○	36	74	1				
宇田島		○	8	31	0				
六斗地		○	11	35	0				
横沢	○		101	310	0				
遅山町	○		182	328	2				
ロイヤル		○	-	-	0	那須中学校	那須高等学校		
喰木原		○	118	259	1				
広谷地		○	221	460	4				
守子	○		174	322	4				
伊藤台	○		144	311	0				

一ツ樺		○	158	312	0				黒田原小学校
ロイヤルバレー		○	113	226	0				
大日向		○	151	359	0			田代友愛小学校	那須高等学校
池田		○	322	697	2			那須高原小学校	黒田原小学校
小深堀		○	38	86	0				
大沢		○	247	487	2				
大深堀		○	19	55	0			旧大沢小学校	旧朝日小学校
北沢		○	16	36	0				
大谷	○		114	320	0				
大島 1・2		○	56	144	0			学びの森小学校	学びの森小学校
中原		○	58	152	0				
三斗小屋温泉		○				-	三斗小屋温泉から三斗小屋宿跡まで徒歩、三斗小屋宿跡から高林公民館まで車 最大2時間		高林公民館
観光客		○				原則として、来町した交通手段で避難する。ただし、当該交通手段が利用できない場合は、当該施設管理者の指示により安全な場所へ避難する。	原則として、来町した交通手段で避難する。ただし、当該交通手段が利用できない場合は、当該施設管理者の指示のあった場所から、那須町等が準備した移動手段で避難するものとする。		状況に応じて最寄りの避難所を指定する。

※噴火警戒レベル4又は5の場合、那須甲子道路及び国道4号線からの西側の県道17、21、30、68、266、344号については、状況に応じた交通整理又は交通規制等を実施する。

## 第5 教育機関等の避難対策

各市町村災害対策本部は、避難勧告等を発表した場合は教育委員会及び保育園担当部局と連携を図り、避難対象地域内にある学校及び保育園（以下「学校等」という。）に対し次のとおり措置するものとする。

また、これらの措置については、あらかじめ児童、生徒及び園児（以下「児童・生徒等」という。）の保護者に対し説明し、緊急時の対応について理解を得ておくとともに、緊急時の連絡体制を整備しておく。

### 1 児童・生徒等が学校等にいる場合

学校等の長に対して授業の中止を指示し、学校等の長は、各々で定める災害対応マニュアル等に基づき、避難対策を講じる。児童・生徒等の避難は、原則として、保護者へ引き渡す処置をとる。

ただし、緊急を要する場合については、状況に応じて建物の上層階、体育館及び近傍の避難所へ避難させた後、保護者の迎えを待って保護者へ引き渡す、又は教職員が付き添って下校させる等の処置をとる。

### 2 児童・生徒等が帰宅している（家庭にいる）場合



学校等の長に対し休校を指示するが、指示がない場合においても学校等の長は、避難勧告等が発令されたことを確認した場合は、直ちに休校とする。また、児童・生徒等は避難勧告等が発令されたことを確認した場合は、学校等に登校せずに保護者と一緒に避難又は自宅で待機する。

### 3 対象となる学校等

状態	学校等名	人数	在校時における避難先
火砕流	那須高原保育園	76	直ちに保育及び授業を中止し、保護者に引き渡す。但し、緊急を要する場合は、町が手配するバス等によって、所定の避難所に児童・生徒等を避難させ、その後、当該避難所で保護者に引き渡す。
	那須小学校	49	
融雪型 泥流 (冬季)	那須高原小学校	75	直ちに授業を中止し、保護者に引き渡す。但し、緊急を要する場合は、町が手配するバス等によって、所定の避難場所に児童・生徒等を避難させ、その後、所定の避難場所で保護者に引き渡す。※緊急時は、校舎2階以上に避難する。
	学びの森小学校	128	
	那須中学校	203	

### 4 対象となる学校等の噴火警戒レベル4及び5の時の対応

警報	噴火警戒レベル	基本的な対応	
噴火警報	4 (避難準備)	在校中	直ちに授業を中止し、児童・生徒等を帰宅させる。
		帰宅後	休校とする(連絡がなくても、児童・生徒等は登校を要しない)。
	5 (避難)	在校中	直ちに授業を中止し、町が手配するバス等によって、所定の避難場所に児童・生徒等を避難させる。その後、当該避難場所で保護者に引き渡す。
		帰宅後	休校とする(保護者と一緒に避難又は自宅で待機する)。

※ その他の公共的な施設についても、施設管理者は対応マニュアル等を整備するよう努める。

## 第6 突発的な水蒸気爆発等への対応

### 1 山頂付近での対応

#### (1) 観光客対応

協議会又は那須町は、那須ロープウェイや那須町観光協会等の施設に「登山者向け那須岳火山防災マップ」を掲示及び配布し、噴火時の対応等についての注意喚起を図る。また、各施設管理者は、「避難確保計画」に基づき、施設職員が観光客に対して注意喚起を図るとともに、噴火時には各施設の建物内等の安全な場所へ誘導する。

#### (2) 登山客対応

- ① 協議会又は関係市町村は、那須岳登山道入口に「立ち入り規制看板」及び「通行禁止看板」を掲示し、登山客への注意喚起を図る。
- ② 協議会又は関係市町村は、避難小屋(峰の茶屋跡避難小屋、那須岳避難小屋)に、「登山者向け那須岳火山防災マップ」を掲示し、登山客に対し噴火時の対応等についての注意喚起を図る。特に火口付近には、近づかないよう周知する。
- ③ 避難小屋の管理者は、緊急時に備え避難小屋にヘルメットを配備する。
- ④ 協議会又は関係市町村は、火山噴火時における登山者の行動マニュアルや地点別避難ルートを作成し、パンフレット等で周知する。

### 2 那須岳周辺温泉等観光施設での対応

- (1) 協議会又は関係市町村は、各旅館等に観光協会等を通じて噴火時の対応等を記載した「那須岳火山

防災ハンドブック」を配布し、観光客等への注意喚起を図る。

- (2) 市町村は、各市町村の地域防災計画で定められた避難促進施設は、「避難確保計画」を作成し、計画に基づく避難訓練等を実施し有事に備える。

### 3 通行中の車両への対応

道路管理者は、那須岳周辺の市町村内の道路に設置している「道路情報板」で周知する。また、「ラジオ」や「緊急速報メール」等で情報を発信する。

### 4 留意事項

協議会又は市町村は、融雪型火山泥流等の段階的な避難情報の発令や十分な避難時間を確保できない事態等が生じた場合を想定して、被害予想地域の住民等に対し、突発的な噴火が発生した場合は、次の行動をとるよう事前に周知しておく。

- ① 近傍の高台及び堅固な建物の2階以上の安全な場所へ避難する。
- ② 河川の近傍の住民は、直ちに河川から離れ、安全な場所へ避難する。
- ③ 逃げ遅れ等がないよう地域住民が協力して避難する。

### 5 那須岳火山噴火時における登山者の行動マニュアルの整備

次の事項を参考に、登山者に対し火山噴火時における行動マニュアルを周知する。

#### (1) 活火山への登山の心構え

- ① 噴火位置を想定して登山する。
- ② 避難小屋の位置を把握する。
- ③ 地形を把握し、逃げる方向を想定する。
- ④ 風向きと噴火位置を考慮する。
- ⑤ 応急手当（止血、骨折手当等）をマスターする。
- ⑥ 気象情報を取得する（火山警戒レベルを知る）。
- ⑦ 登山届を提出する。
- ⑧ 噴火時に何が危険か知る（熱（水蒸気、灰）、火山性ガス、噴石、火砕流等）。
- ⑨ 異常現象発見時は、市町村又は警察署に通報する。
- ⑩ 登山靴など一般的に登山に必要なとされる服装や装備で登山する。

#### (2) 登山をする際の装備

- ① 頭部を保護するためのヘルメット
- ② 火山灰及び火山ガスを直接吸い込まないためのマスク（又はタオル）
- ③ 懐中電灯やヘッドランプ（噴火後数分後には暗闇になるため。）
- ④ 火山灰から目を保護するためのゴーグル（サングラス）
- ⑤ ストック（泥状の火山灰を歩行するため。）
- ⑥ 止血及び骨折の応急手当用の救急用具
- ⑦ 長袖上着と長ズボン
- ⑧ リュックサック（できれば45リットル以上。いざという時、盾のように使用するため。）
- ⑨ タオル（火山ガスや火山灰に巻き込まれた時に濡れたタオルを口に当てる。）
- ⑩ 携帯電話や無線機等の通信機器

#### (3) 噴火時にとるべき行動

- ① すべてを停止し、放置し、直ちにその場から離れ、リュックサックを背負い安全地帯まで逃げる。  
（噴火後45秒後から噴石が落下してきた実例がある。）特に次の事項に留意する。
  - ア 食事を片づけない。
  - イ 決定的瞬間をカメラに収めない。
  - ウ リュックサックの中から物を探さない。
- ② 避難小屋等建物や大きな岩陰に隠れる。

- ③ 頭部を覆う（厚手の帽子、ヘルメット、リュックサックなど）。
- ④ 背中を覆う（リュックサック等）。
- ⑤ くぼ地や低いところに逃げ込まない（火山性ガスは比重が重いため）。
- ⑥ 可能であれば、風上に逃げる（火山性ガスや灰の影響を受けにくい）。

## 6 突発的な水蒸気爆発が発生した場合への対応（避難）表

### (1) 被害の想定と対象

- ① 被害想定範囲：火口から2.5km程度以内（大きな噴石が飛散）
- ② 主な対象：大丸温泉・弁天温泉・三斗小屋温泉の宿泊者、茶臼岳等の登山者及び観光客

### (2) 対応表

#### ① 温泉街における観光・宿泊施設の主な対応

1	噴火を確認した場合、速やかに、宿泊客等を近くの安全な場所に避難誘導する。
2	那須町観光協会及び那須温泉旅館協同組合等に協力を要請し、宿泊者名簿等を基に安否情報を把握する。
3	安否情報、被害情報（人的・建物等）を那須町災害対策本部又は那須塩原市災害対策本部に報告する。
4	安全を確認後、施設所有のバス等で宿泊客等を避難所まで搬送する。

#### ② 市町村の主な対応

1	那須岳噴火に伴う災害対策本部を設置して被害情報を把握し、合同災害対策会議又は県等に報告する。
2	住民等に対して、緊急速報メール、各市町村登録制メール、防災行政無線等により危険を周知し、速やかな下山を促す。
3	災害対策本部内に安否情報確認センター（仮称）を設置して、不明者情報を把握・集約し、公表する。
4	避難所を開設するとともに、安全な避難ルートを把握する。
5	バス等を手配し、被災者を避難所まで搬送する。
6	現地合同会議等を開催し、コアグループ会議等関係機関と今後の噴火動向や対応等について協議する。
7	各市町村ホームページや広報車等の情報伝達手段により、住民等に対して状況を周知する。

#### ③ 地元警察・消防の主な対応

1	被害情報を把握し、市町村災害対策本部等に報告する。
2	警戒区域等の設定に基づき、交通整理及び交通規制、地域巡回等を実施する。
3	必要に応じて、DMAT や緊急消防援助隊の派遣等を検討する。

#### ④ 県の主な対応

1	災害対策本部を設置して被害情報を把握し、国等に報告する。
2	市町村災害対策本部に職員を派遣する。
3	必要に応じて、自衛隊災害派遣・緊急消防援助隊派遣を要請する。
4	状況に応じて、被災者搬送・救援物資・避難所運営等を支援する。
5	ホームページ等により県民に対して状況を周知するとともに、報道機関に対して情報を提供する。

#### ⑤ 国（气象台・砂防部局等）の主な対応

1	県市町村噴火災害対策本部に職員を派遣するとともに、応急対応に必要な資機材を提供する。
2	今後の噴火予測や気象状況により、想定される被害等について情報を提供する。

### (3) その他

観光客及び登山者の避難の詳細については、「別記 登山者・観光客の避難対策」により示すこととす

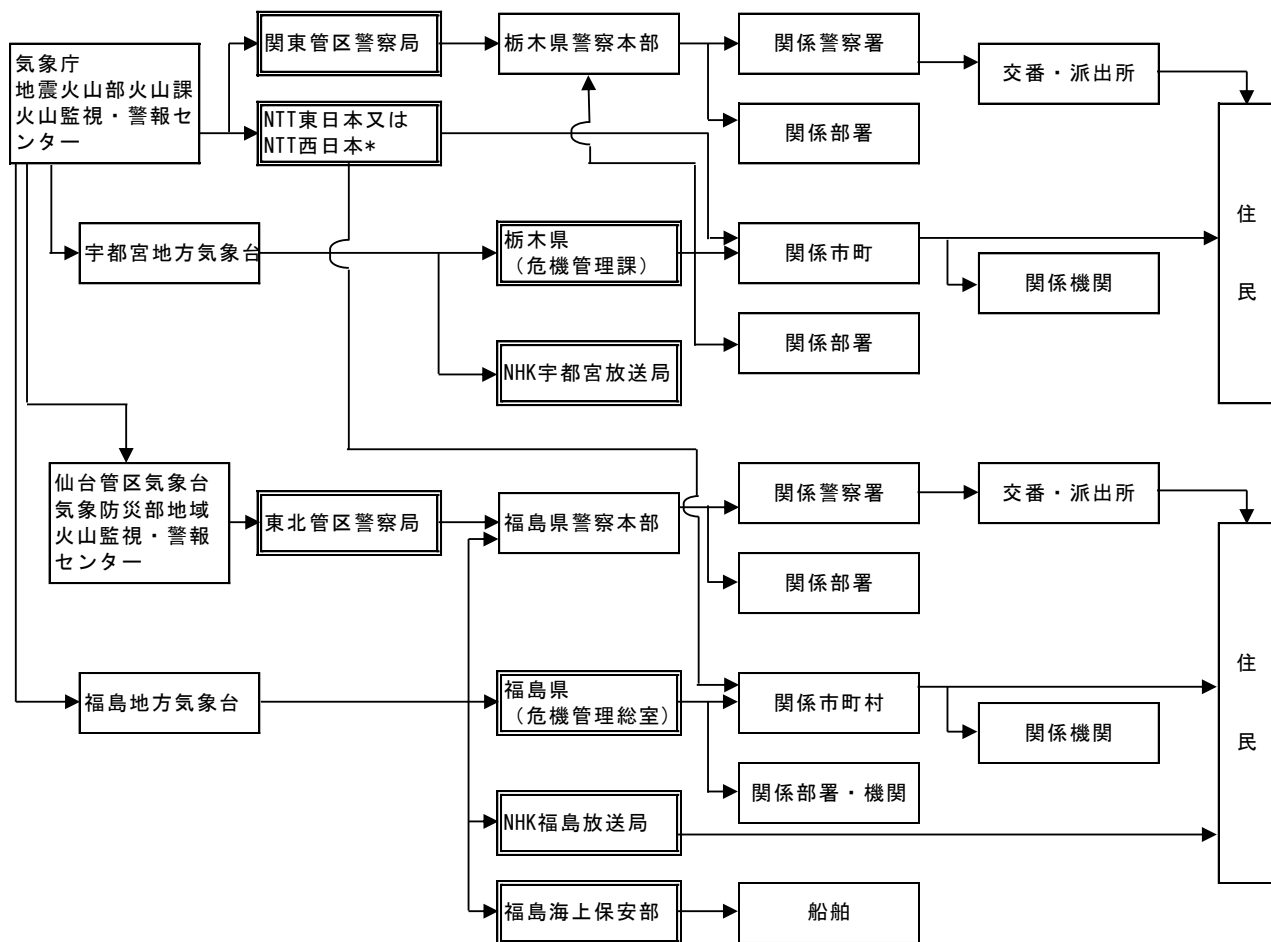
る。

## 第7 那須岳火山噴火に関する情報連絡体制

### 1 噴火警報・予報の伝達

噴火警報・予報は、以下の伝達系統図により各関係機関に伝達する。また、降灰予報及び火山現象に関する情報等についても、これらの伝達系統図に準じて伝達する。

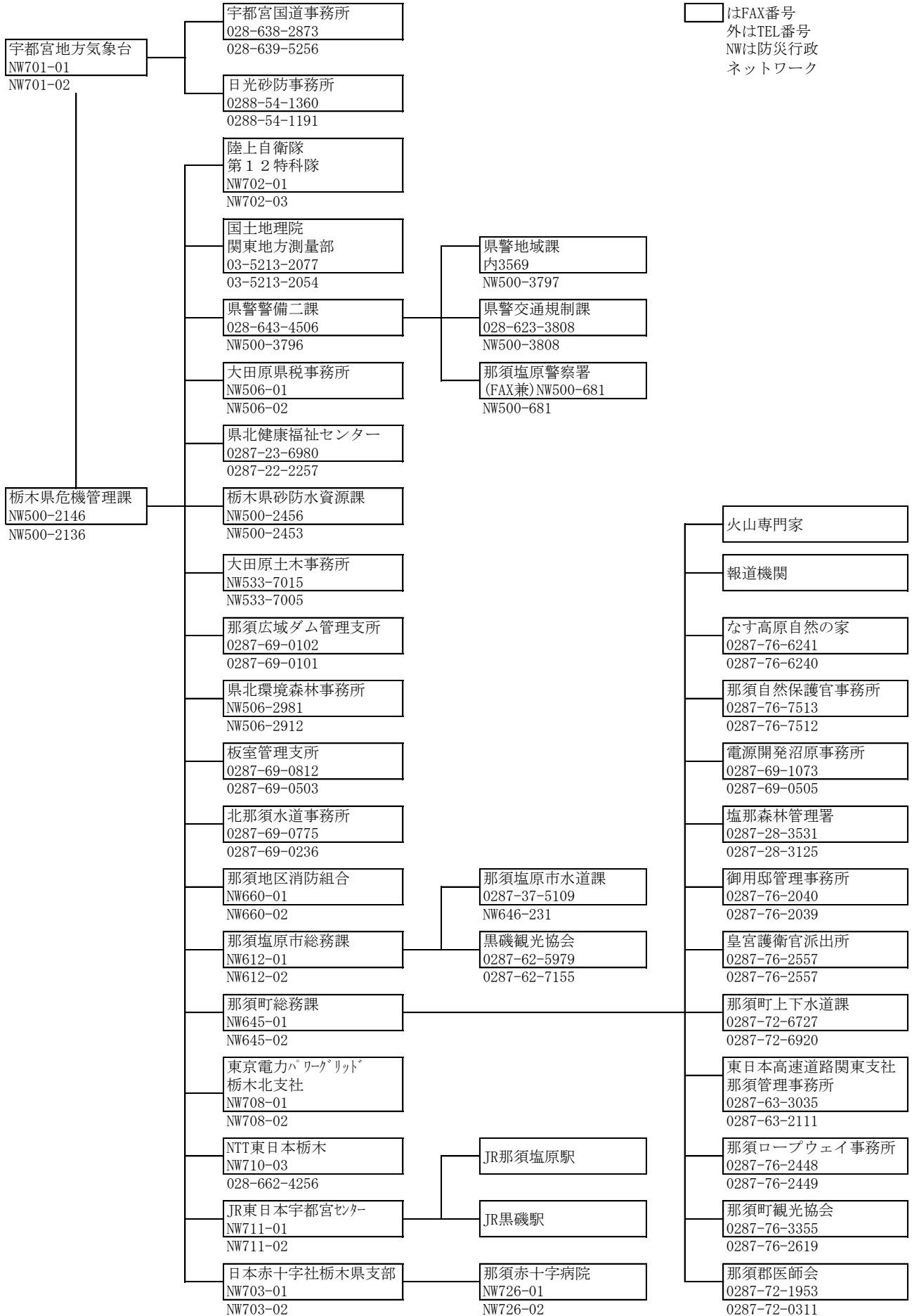
(1) 噴火警報・予報の伝達系統図



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第7条第1号の規程に基づく噴火警報の法定通知先。

\* NTT東日本又はNTT西日本の関係市町村への伝達は、「噴火警報・予報 (噴火警報解除)」に限る。

(2) 詳細な噴火警報・予報の伝達（栃木県関係機関）【平日・昼間】



(3) 噴火警報等伝達系統図（福島県）

図（略）

2 異常現象発見者の通報

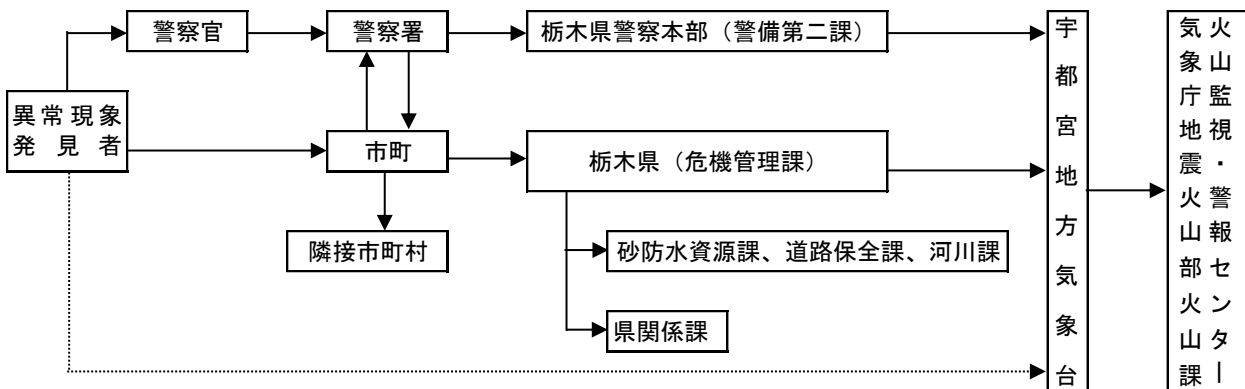
(1) 次のような異常現象を発見した者は、市町村又は警察署に通報する。なお、これにより難しい場合には、宇都宮地方気象台又は福島地方気象台に通報する。

- ① 噴火（爆発、溶岩流、泥流、軽石流、火砕流等）やそれに伴う地形の変化
- ② 火山地域での火映、鳴動の発生、地震の群発
- ③ 火山地域での山崩れ、地割れ、地盤上昇・沈下、陥没等の地形変化
- ④ 噴気孔の新生・拡大や移動、噴気、噴煙の量、色、温度、昇華物等の顕著な異常変化
- ⑤ 火山地域での湧泉の新生、枯渇、量、味、臭い、色、濁度、温度の異常等顕著な変化
- ⑥ 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生拡大や移動、草木の立ち枯れ等
- ⑦ 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、臭い、濁度等の変化、発泡、温度の上昇、魚類の浮上等

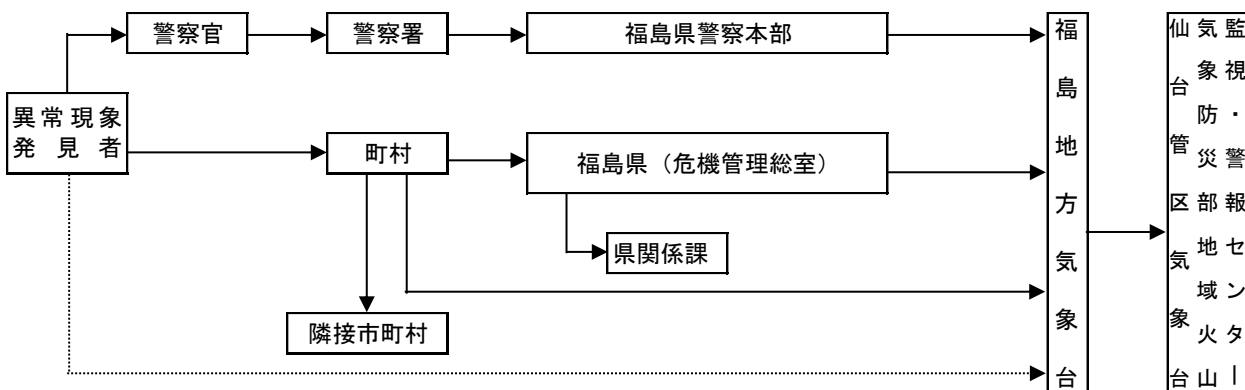
(2) 異常現象発見者から通報を受けた市町村又は警察署は、その内容を次の連絡系統により速やかに関係機関へ連絡する。

(3) 異常現象発見者からの情報伝達経路図

栃木県



福島県



3 災害情報の収集及び被害報告

噴火（爆発）等の火山活動により被害が発生し、又はそのおそれが出たときは、各責任者は次により、直ちに関係機関あてその状況を通報する。

(1) 災害情報収集及び被害報告責任者

- ① 関係機関の責任者  
各機関の責任者は、災害情報の収集に努めるとともに県の防災担当課及び地域機関に通報する。
- ② 通報事項

通報する事項は、おおむね次の内容とする。

- ア 噴火（爆発）又は異常現象の発生日時
- イ 被害の状況
  - ・被災地域、被災人員及び家屋等の状況
  - ・噴石及び降灰等の状況
- ウ 災害対策本部の設置状況
- エ 主な応急措置の状況
  - ・避難準備（要配慮者避難）情報、避難の勧告又は指示の措置及び避難の状況
  - ・避難者の輸送及び観光客の救助等の実施状況
  - ・その他応急措置の状況
- オ 車両・医療救援要請に関する情報
- カ その他必要事項
  - ・異常現象等による地区住民及び観光客の動揺状況
  - ・その他

#### 4 住民等への広報

関係市町村長は、避難準備（要配慮者避難）情報、避難勧告・指示又は警戒区域の設定等を行ったときは、住民等に対し、次のような方法により広報を行い、その周知徹底を図る。

##### (1) 広報の具体的方法

各市町村の実情に応じて、広報車、消防団、警鐘、サイレン、登録制メール、緊急速報メール、Ｌアラート、道路交通情報板（県）、伝達組織、防災行政無線等を使用して情報を発信する。

##### (2) 広報の内容

住民及び登山者への広報の内容は、おおむね次のとおりとする。

- ① 異常現象の状況又は火山活動の状況
- ② 噴火予報及び噴火警報等の内容
- ③ 被害の状況
- ④ 避難に関する事項（避難場所、避難時の携行品、交通状況等）
- ⑤ 災害対策の状況（災害対策本部の設置状況、医療救護班の配置状況、その他必要な事項）

##### (3) 県の協力

県は、関係市町村が行う広報に対し、必要に応じて協力支援を行う。

##### (4) 事前措置及び住民等への広報

###### ① 避難勧告等

関係市町村長は、噴火警報及び噴火予報等が発表されたとき又は関係機関等から異常現象等の通報を受けたときは、各地域防災計画に基づき、直ちに住民等に対し必要な広報を行い、注意喚起又は危険周知を行うと共に、必要に応じて避難準備情報（要配慮者避難情報）、避難勧告・指示を行う。

###### ② 警戒区域の設定

関係市町村長は、登山の規制等特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第 63 条第 1 項の規定に基づき警戒区域を設定し、当該区域への立ち入り制限や禁止を行う。

###### ③ 避難勧告等の伝達内容

避難対象区域にいる住民等を対象に伝達する避難情報の内容は、次に示す項目について地域の特性や住民等が短時間に認識できる情報内容を考慮して定める。

- ア 避難の理由及び可能性のある火山現象（例：融雪型火山泥流）
- イ 避難の切迫性
- ウ 避難が必要な地域
- エ 避難先（避難所）
- オ 避難の方法、手段及び経路
- カ 避難行動要支援者の支援に関する事項

## キ 携行品、服装の留意点

〔避難勧告等伝達例文〕

### ・避難準備情報

『こちらは〇〇町役場（〇〇町災害対策本部）です。本日〇月〇日〇時に〇〇地区に避難準備情報を発令しました。気象台の発表で、現在、那須岳の火山活動が活発化しています。避難の準備を行うとともに、避難に時間を要する方は、避難を始めてください。』

### ・避難勧告

『こちらは〇〇町役場（〇〇町災害対策本部）です。那須岳噴火により融雪型火山泥流の発生の可能性が高まったため、本日〇月〇日〇時に〇〇地区に避難勧告を発令しました。〇〇地区の皆様は避難をしてください。』

### ・避難指示

『こちらは〇〇町役場（〇〇町災害対策本部）です。那須岳噴火により融雪型火山泥流が発生しているため、本日〇月〇日〇時に〇〇地区に避難指示を発令しました。〇〇地区の皆様は危険ですので、急いで避難をしてください。』

## 5 県への通報

関係市町村は、入山の規制、警戒区域の設定、避難準備（要配慮者避難）情報、避難勧告・指示等を行ったときは、速やかにその旨を管轄行政事務所及び栃木県危機管理課又は福島県災害対策課へ通報する。

## 6 報道機関への発表

- (1) 入山規制や警戒区域の設定、避難準備（要配慮者避難）情報、避難勧告・指示等を行ったときは、その状況を報道機関に発表する。
- (2) 報道機関への発表は、関係市町村が県と連携して行う。
- (3) 発表は、噴火（爆発）の規模及び社会的影響等を考慮しできるだけ速やかに行う。

## 7 情報の共有

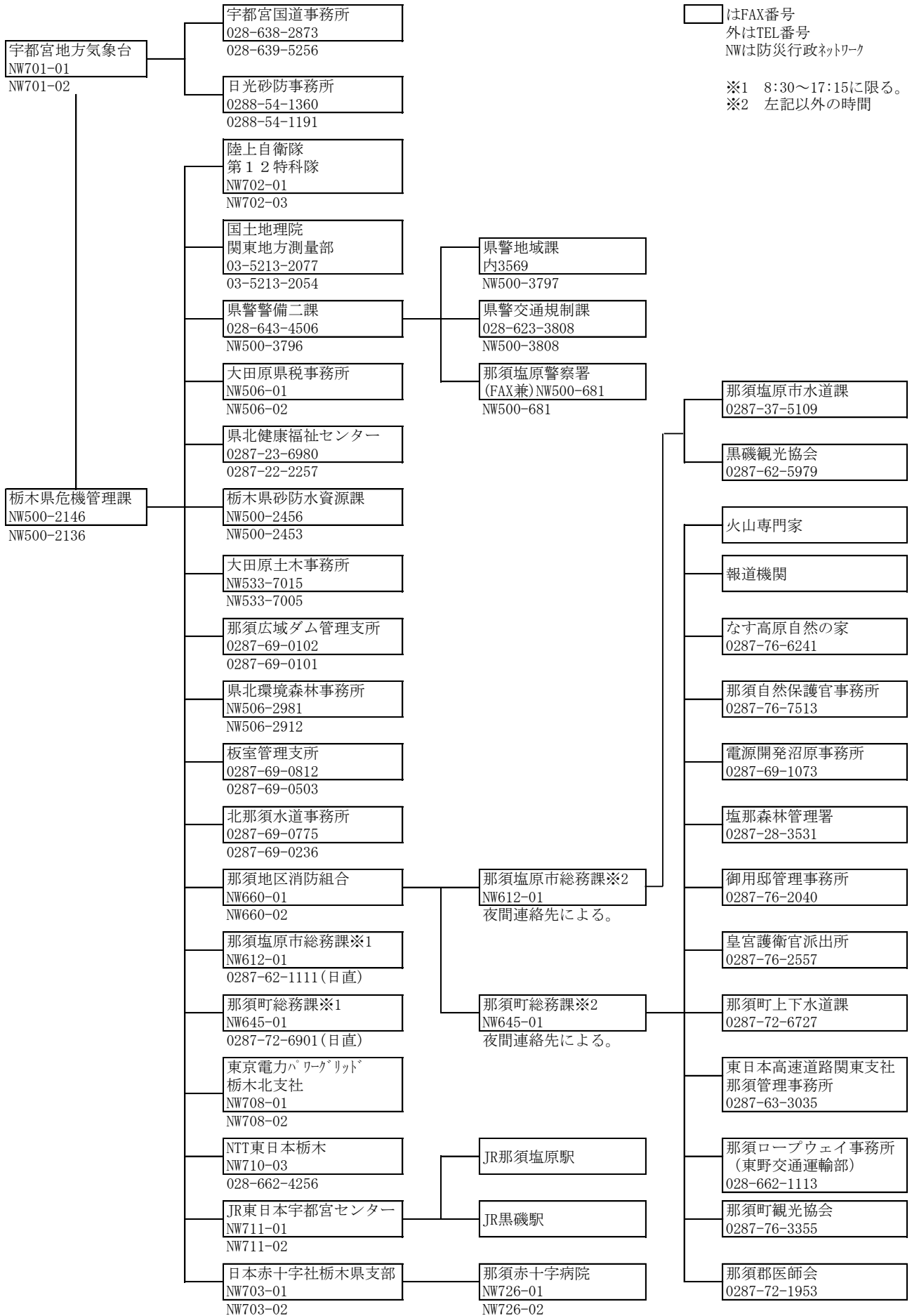
入山・道路等の規制情報については、那須岳火山防災協議会噴火警報・予報の伝達系統図に準じて適宜情報の共有化を図る。

## 8 休日及び夜間の情報伝達体制及び連絡先

休日及び夜間における情報伝達については、「噴火警報・予報の伝達」を基本として、県単位で毎年度策定する。



(1) 詳細な噴火警報・予報の伝達（栃木県関係機関）【休日・夜間】 ※参考例



- (2) 詳細な噴火警報・予報の伝達（福島県関係機関）【休日・夜間】 ※参考例  
図（略）

## 第8 風評被害対策について

### 1 広報資料の事前準備

噴火による風評被害を最小限にするため、地図等を用いて火山噴火の影響を受ける範囲をわかりやすく図示するなど、特に地理的な表現を工夫し、観光客等の目線に立った分かりやすい広報資料を作成する。

### 2 正確な火山情報の発信

#### (1) リテラシーの向上

学校教育や防災訓練等を通じて火山噴火に対する正しい知識の取得と過剰反応を抑えるための教育・啓発活動を行う。

#### (2) 情報発信の方法

- ① 火山噴火に関し、各市町村広報媒体（ホームページ、SNS等）を活用し、統一した正しい情報を広く発信する。
- ② 必要に応じて、旅行代理店へ情報を提供するなど第三者機関を通じた情報の発信を行う。

#### (3) 報道機関への情報提供

- ① 火山活動が活発化した時は、窓口を一本化し、定期的な記者会見等や広報資料を通じて、特に地理的な風評被害を防止するため危険ゾーンを明確した図等を用いて、適正な報道を行うよう各報道機関に協力を要請する。
- ② 火山活動が平穏な時は、定例の報道発表や防災講演会等を通じて、各報道機関における那須岳火山噴火に対する科学的な理解を深める活動を行う。

### 3 商業施設の支援対策

- (1) 経営支援、金融支援の強化対策の実施
- (2) 相談窓口等の開設
- (3) 観光誘客キャンペーン等の実施

## 第9 その他

### 1 治安の維持

各市町村災害対策本部長は、住民が避難した避難対象地域への「立ち入り禁止」等の規制措置を実施した時は、住民等及び関係機関等へもその周知を図り、警察と連携して避難対象地域等の周辺における警備・警戒活動を行う。

### 2 報道機関の対応

- ① 各報道機関に安全な取材・報道活動を行ってもらうため、災害対策本部等に報道対策部門を設置し報道関係者の対応にあたる。
- ② 報道機関に対し、避難誘導等の生命・身体を保護するための重要な情報の発信を依頼する。

### 3 相談窓口の開設

火山噴火等により、被災した住民の精神的苦痛の軽減及び今後の生活再建等の相談に対応するため、市町村及び各避難所等に市町村職員や県職員等を配置し、相談窓口を開設する。